

## 空家等利活用事業の実施について

### 1 概要

管理不全な空家の発生を防止し、生活環境の向上及び良好な景観の保全を図るため、不動産業界団体との協働により、空家の利活用を希望する所有者と空家の利用希望者をマッチングして空家の有効活用を進める。

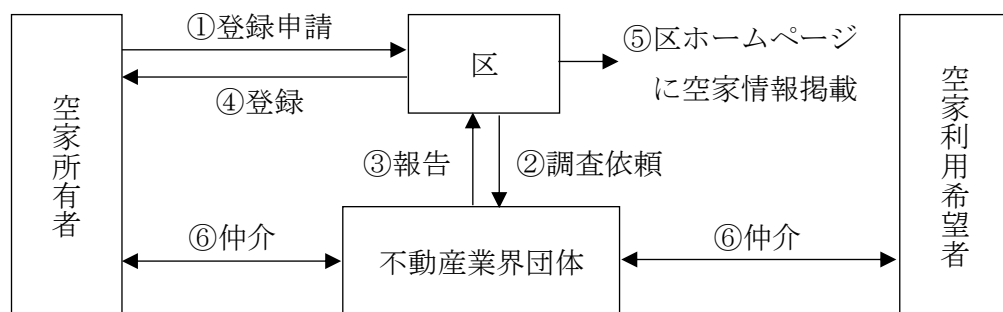
### 2 事業内容

#### (1) 所有者と利用希望者のマッチング

ア 区は空家の利活用を希望する所有者の申請に基づき、耐震性があり、建築基準法等の法令に適合している当該空家をリストへ登録する。

イ 区ホームページに空家情報を掲載すること等により、空家利用者を募集する。

ウ 空家所有者と空家利用希望者が空家の賃貸に関して合意に達したら、不動産業界団体の仲介により契約を締結する。



#### (2) 改修費用助成

契約が成立した空家のうち、その用途が営利を目的としない集会・交流施設、体験・学習施設、その他地域の活性化に資する施設で、事業を10年以上継続する場合は、改修にかかる費用を助成（上限200万円）する。

### 3 今後のスケジュール

平成31年3月 事業の周知

4月 事業開始